最低制限価格設定基準について

粕屋町では、入札に係る最低制限価格の設定について、「中央公契連モデル」を採用しています。

１．　最低制限価格設定の考え方

① 中央公契連モデルで基準値（Ａ）を計算します。

Ａ＝直接工事費の97%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の90%＋一般管理費の68%
（それぞれ対応する率を掛けて計算した値に１円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。）

② Ａを設計金額（消費税相当額を除く。）で割り、最低制限価格率を算出します。

$$\frac{\text{A}}{\text{設計金額（消費税相当額を除く。）}}$$ **＝最低制限価格率**（百分率で小数点３位以下を切捨て）

※ただし、上記で計算した最低制限価格率が**75%未満**となった場合、最低制限価格率を**75%**に引き上げる。また、**92%**以上となった場合は、最低制限価格率を**92%**に引き下げるものとします。

③ 最後に、予定価格（入札書比較価格）に最低制限価格率を掛け、最低制限価格とします。

最低制限価格（入札書比較価格）＝予定価格（入札書比較価格）×最低制限価格率
（※最低制限価格は原則1,000円未満切捨て）

２．　最低制限価格は公表しません。（事後公表）

従来どおり、最低制限価格は入札後に公表いたします。

３．最低制限価格を設定する案件

200万円を超える建設工事　　**※令和７年４月１日より変更**

※中央公契連とは？

正式名称は「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」

国土交通省が事務局を担当し、その他国の省庁などで構成しています。

毎年、必要に応じ最低制限価格の設定基準となる低入札調査基準価格モデルや指名停止措置モデル等の見直しを審議し、総会に付議、決定しています。

なお、決定した内容は、各都道府県を通じ、管下市町村に通知されており、各自治体で運用方法を決定する際の標準的基準とされています。